

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年 9 月 28 日

金 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 9 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第53号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「廃止、休止又は再開」を「再開、廃止又は休止」に、「指定障害福祉サービス事業（指定一般相談支援事業）廃止（休止、再開）届」を「指定障害福祉サービス事業（指定一般相談支援事業）再開（廃止、休止）届」に改め、同条第 9 号中「様式第 7 号」を「様式第 6 号」に改め、同条中第 22 号を第 23 号とし、第 10 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 省令第 35 条第 2 項第 2 号に規定する同条第 1 項第 8 号の事項を証する書類（寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けようとする場合であって、精神通院医療に係るものに限る。） 自立支援医療費における寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書（様式第 7 号）

様式第1号別紙1中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙1備考11(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙1備考11中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、同様式別紙3中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙3備考6(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙3備考6中(9)及び(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙4中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙4備考4中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙4備考11(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙4備考11中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙5中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙5備考3中「多機能型事業」を「多機能型事業を」に、「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙7中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙7備考8(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙7備考8中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を削り、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙8中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙8備考8(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙8備考8中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、同様式別紙9(1)中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙9(1)備考4(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙9(1)備考4中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を削り、(13)を(11)とし、同様式別紙12(1)備考8(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙12(1)備考8中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を削り、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同様式別紙12(2)中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙13中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙13備考4中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙13備考10(1)中「定款

、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙13備考10中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙14中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙14備考3中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙15中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙15備考4中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙15備考10(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙15備考10中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、同様式別紙16中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙16備考3中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙17中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙17備考中「別紙21」を「別紙23」に、「添付書類」を「10 添付書類」に改め、「定款、寄附行為等及び」を削り、

(8) 資産状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）

(9) 申請に係る事業の介護給付費の請求に関する事項を記載した書類

(10) 協力医療機関との契約の内容が分かるもの

(11) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類

(12) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

(8) 協力医療機関との契約の内容が分かるもの

(9) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類

(10) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

め、同様式別紙18中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙18備考3中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙19中「、条例等」の次に「（「定款、寄附行為」は、A型のみ）」を加え、同様式別紙19備考5中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙19備考9(1)中「条例等」の次に「（「定款、寄附行為等」は、A型のみ）」を加え、同様式別紙19備考9中(8)及び(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)

を(10)とし、同様式別紙20中「条例等」の次に「(「定款、寄附行為」は、A型のみ)」を加え、同様式別紙20備考3中「別紙21」を「別紙23」に改め、同様式別紙21中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙21備考6(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙21備考6中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同様式別紙22中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙22備考6(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙22備考6中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、同様式別紙24中「当該事業の」を「実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の」に改め、「定款、寄附行為、」を削り、同様式別紙24備考7(1)中「定款、寄附行為等及び」を削り、同様式別紙24備考7中(7)及び(8)を削り、(9)を(7)とする。

様式第3号中「限る。」の次に「「定款、寄附行為等」は、就労継続支援A型事業所のみ」を加え、

12	介護給付費等（地域相談支援給付費）の請求に関する事項
13	事業所の種別（併設型・空床型の別）
14	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
15	協力医療機関等の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約内容
16	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
17	役員の氏名、生年月日及び住所
18	その他

を

12	事業所の種別（併設型・空床型の別）
13	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
14	協力医療機関等の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関等との契約内容
15	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
16	役員の氏名、生年月日及び住所
17	その他

に改める。

様式第4号中

「指定障害福祉サービス事業
 廃止（休止、再開）届
 指定一般相談支援事業」

「指定障害福祉サービス事業
再開（廃止、休止）届」に、「廃止（休止、再開）し
指定一般相談支援事業」
たので」を「再開した（廃止したい、休止したい）ので」に、「廃止（休止、再開
）する」を「再開（廃止、休止）に係る」に、「廃止（休止、再開）した年月日」
を「再開（廃止、休止）の年月日」に、「した場合は、その」を「の」に、「休止
した場合に」を「休止の場合に」に改める。

様式第 6 号を削り、様式第 7 号を様式第 6 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号（第2条関係）

自立支援医療費における寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名 印

自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算において、寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けたいので、次のとおり申請します。

所得を計算する対象となる年の12月31日現在、次のいずれかに該当していません（該当する番号を○で囲むこと。）。

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

寡婦（夫）控除等のみなし適用に関して、県が寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日

氏名 印

備考

- 1 上記の枠内は、受診者、受診者の保護者（受診者が18歳未満の場合に限る。）又は受診者と同一保険の加入者のうち、寡婦（夫）控除等のみなし適用の要件を満たす者が記載すること。
- 2 「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。
- 3 「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者

又は扶養親族となっていない子に限る。

4 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。なお、「自立支援医療費支給認定申請書」の添付書類等で確認できる場合は、提出を要しない。また、所得の額の計算に必要な書類として、当該書類以外の書類の提出を求めることがある。

(1) 寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる者本人の戸籍謄本

(2) 「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

5 この申請書は、自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算に当たって、寡婦（夫）控除等のみなし適用を行うためのものであり、自立支援医療費の支給認定については、別途申請手続を要する。

6 生活保護受給者及び市町村民税が非課税である者は対象とならない。また、寡婦（夫）控除等のみなし適用を実施しても、結果として負担上限月額等が変わらない場合がある。

7 記載内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）控除等のみなし適用を取り消され、当該申請に基づき適用された自己負担額の減額分の全部又は一部の返還を求められる場合がある。

8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第11号中

「育成医療・更生医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無	有 ・ 無
「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

を

「育成医療・更生医療を行うために必要な体制及び設備の変更の有無	有 ・ 無
---------------------------------	-------

に改め、同様式備考 1 (1)才及び(2)ウ並びに同様式備考 4 を削り、同様式備考 5 を同様式備考 4 とする。

様式第12号中

「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無
「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

を

「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無
------------------------	-------

に改め、同様式備考 1 (1)才及び(2)ウ並びに同様式備考 4 を削り、同様式備考 5 を同様式備考 4 とする。

様式第13号中

「訪問看護又は老人訪問看護に従事する職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
「役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

を

「訪問看護又は老人訪問看護に従事する職員の定数の変更の有無	有 ・ 無
-------------------------------	-------

に改め、同様式備考 1 (1)ウ及び(2)ウ並びに同様式備考 4 を削り、同様式備考 5 を同様式備考 4 とする。

附 則

(施行期日)

-
- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、様式第1号の改正規定（「別紙21」を「別紙23」に、「多機能型事業」を「多機能型事業を」に、「 添付書類」を「10 添付書類」に改める部分に限る。）、様式第4号の改正規定及び様式第6号を削り、様式第7号を様式第6号とし、同様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（障害福祉課）
